

粉じん対策の充実の必要性について（今回の協定改定に盛り込むこととしたもの）

（１）環境の状況

県及び関係市では、昭和 30 年代から降下ばいじんの実態を把握するための調査を実施しています（降下ばいじんとは、大気中の粒子状物質のうち、重力または雨によって沈降するばいじん、粉じん等の物質の総称）。

降下ばいじん量の経年変化を見ると、千葉市の東京湾臨海部では、昭和 40 年代後半から年々減少し、近年では横ばいとなっています。

また、木更津市、君津市、富津市の東京湾臨海部では、昭和 40 年代後半から 50 年代半ばまで年々減少しましたが、近年では横ばいとなっています。

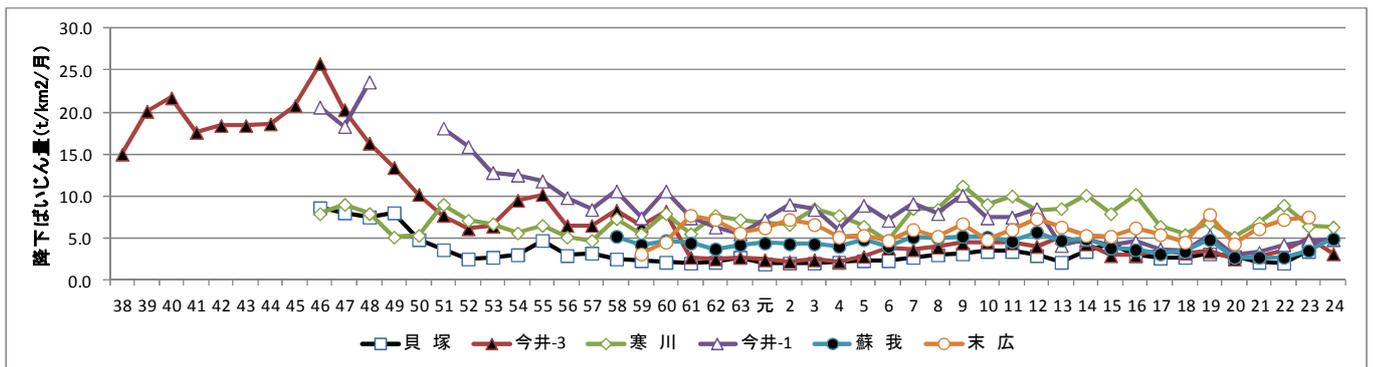


図 1 降下ばいじんの経年変化（千葉市の東京湾臨海部）

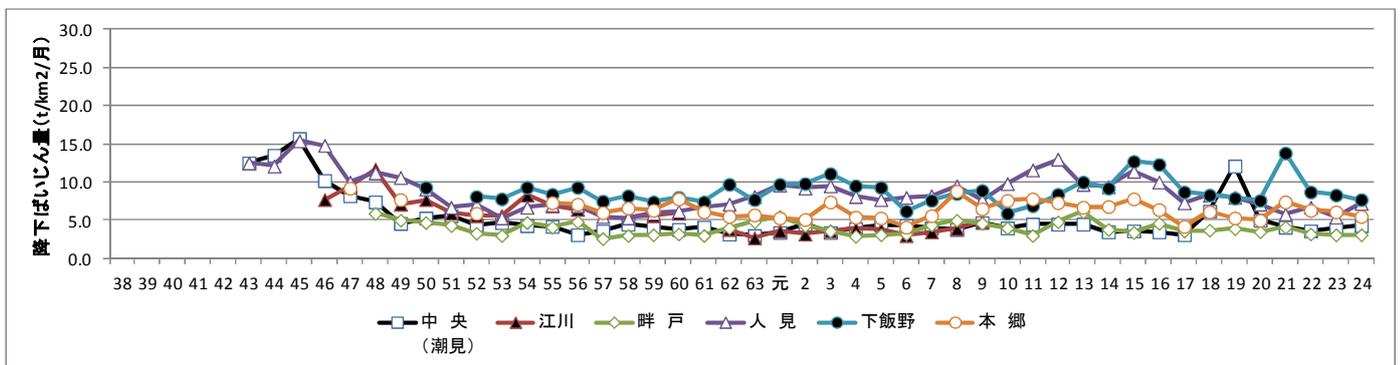


図 2 降下ばいじんの経年変化（木更津市、君津市、富津市の東京湾臨海部）

（２）これまでの取り組み

降下ばいじんの発生源として、ばい煙発生施設や粉じん発生施設からのばいじんや粉じん、土壌の舞い上がりなどが考えられます。

ア 大気汚染防止法

届出施設に対し、ばいじんについては排出濃度規制、粉じんについては、飛散防止のための構造等の基準（集じん機の設置や散水等）が設定されています。

イ 環境保全協定

ばいじんについて排出総量基準等が設けられているほか、粉じんについては、「粉じん発生施設等における散水装置・フード等の整備」、「金属の精錬の用に供する溶

鉍炉及び転炉における建屋集じん装置等の整備」など、粉じん排出量の低減のための規定を盛り込んでいます。

これらの遵守状況を確認するため、工場・事業場に対する立入検査を実施しており、平成 25 年度はすべて基準に適合していました。

(3) 今回の協定改定における粉じん対策の充実について

工場・事業場の取り組みにより、集じん機の設置、堆積場における散水設備や防風ネットの充実、ベルトコンベア等の防塵カバーの設置といった対策が進み、東京湾臨海部における粉じん等に係る苦情は従前と比べ少なくなりました。

しかしながら、東京湾臨海部での再開発が進み、新たな地域住民から苦情が生じるなど、地元市からは、改めて粉じん対策の充実を求める要望があります。

このため、代表的な粉じん発生施設であるコークス炉（施設の老朽化が一方では進んでいるため、発じんも一部みられている）について、いっそうの粉じん飛散防止対策の実施を、規定していきたいと考えています。

コークス炉における対策を実施することにより、地域の大気環境がさらに改善することが期待されます。

【参考】

1 近年の粉じん等に係る苦情状況

受理機関	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
千葉県	0	1	1	2
千葉市	1 2	1 1	7	1 0
木更津市	0	1	1	1
君津市	1	0	3	1
富津市	1	1	1	1

※苦情例：ベランダ、サッシ、洗濯物や車における汚れなど

2 コークス炉について

コークスは、鉄鉍石から鉄を取り出す際の、還元材として使用されます。

コークス炉は、石炭を装入する炭化室と燃焼室が交互に配置されていて、燃焼室で、燃料ガスを燃焼させることにより、炭化室を高温に保ち、炭化室で、石炭を蒸し焼きにして、コークスを製造する炉です。

石炭装入 ⇒ 1000℃以上で加熱 ⇒ コークス生成・押出し（排出）